

## 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和4年1月18日（火）

会議出席者

<出席委員>

坂本会長、石井委員、工藤委員、小林委員、高木委員、田中委員、別宮委員、  
箕浦委員、湯本委員

<事業者>

山梨西部広域環境組合	事務局長	田中氏
同	総務課長	中込氏
同	建設課長	永棹氏
同	総務課	神宮寺氏
同	建設課	佐野氏、小澤氏

株式会社静環検査センター	環境事業部長	佐口氏
同	環境計画課長	太田氏
同	生態系調査課長	栗田氏
同	環境計画課	竹内氏、本間氏
同	生態系調査課	高橋氏

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、今井総括課長補佐、安部課長補佐、渡邊主査、川口主任、  
大森技師

次第

- 1 開会
- 2 議事  
議題 「山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備事業」に係る方法書について
- 3 その他
- 4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿  
資料1 事業概要と方法書手続について  
事業者説明資料

## 1 開会

(司会 今井総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐今井でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本会議は本年度で6回目ということで、委員の先生方には毎回貴重な御意見を賜りまして、改めて感謝申し上げます。さて、本日の議題は、ごみ焼却施設の新規事業に係る方法書についてでございます。限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(司会 今井総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に3名、ウェブ会議システムで6名の計9名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

次に、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、事業者説明資料1及び2がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

続きまして傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴いただきますようお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、坂本会長、よろしくをお願いいたします。

## 2 議事

**議題 「山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備事業」に係る方法書について**  
(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審議に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・

透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。以上、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、山梨西部広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る方法書に関するもので、事業者から概要について説明いただいた後、質疑応答と意見交換を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 安部課長補佐)

大気水質保全課の安部でございます。資料に基づき説明いたします。今、画面の共有をさせていただいております資料1「事業概要と方法書手続について」を御覧ください。

今回方法書手続の対象となる事業は、「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」でございます。事業者は、山梨西部広域環境組合です。当該事業は条例第二分類事業、廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の工事に該当します。関係地域は中央市、市川三郷町でございます。

方法書手続は、環境アセスメントを行う環境要素の項目及び手法（調査・予測・評価）の考え方をとりまとめた書類（環境影響評価方法書）を作成し、これを公開（公告、縦覧）するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により住民等や市町村長、知事などから意見を聴く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して環境アセスメントの方法（実施項目及び手法の選定）を決定します。

手続の流れは下図のとおりとなっております。説明は割愛させていただきます。

裏面を御覧ください。本件方法書手続に係るスケジュールです。事業者による方法書の縦覧は、昨年11月1日から11月30日まで実施され、11月19日には現地視察を実施いたしました。12月24日に事業者から県民等意見の概要等が県に送付されましたので、現在、関係市町の長に意見照会し、2月までに御返答をいただき、本日が1回目の技術審議会になります。その後、3月上旬に2回目の審議会を開催、そして、事業者から意見概要書が送付されてから90日目に当たる3月23日が知事意見の通知期限となります。

今後の進め方ですが、次回の審議会開催までに事務局におきまして、今回の審議で出された意見や県民等の意見概要書、関係市町の長の意見、及び庁内意見の集約・論点を整理し、知事意見素案を作成し、次回審議会に提示します。次回の審議会意見を踏まえ、知事意見（案）を作成し、庁内調整を実施し、期限までに事業者知事意見を通知します。以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。今、御説明にありましたように、今日は本案件の2回の審議のうちの1回目ということになります。この会議の前には委員の皆様には現地視察をしていただいております。それでは事業者のほうから御説明をいただきます。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

事業者の山梨西部広域環境組合でございます。私は組合事務局で総務課長を仰せつかっております中込と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座で説明させていただきます。

私からは事業の概要について、方法書の内容につきましては、コンサルタント業務委託業者であります静環検査センターから御説明させていただきます。

まず、組合の概要と事業の目的であります。本組合は山梨県の西部に位置する北は北杜市から南は南部町までの11の市町を構成市町として、一般廃棄物処理施設の建設と管理運営に特化した一部事務組合でございます。令和2年2月に設立をいたしました。

この11の構成市町は現在、峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合、峡南衛生組合の3つの一部事務組合でごみを処理しておりますが、それぞれの組合においては、施設の老朽化や地元との協定による使用期限の定めなどの課題があり、それぞれ新たなごみ処理施設の建設に向かって取組を進めていたところでもあります。

この取組を進めている中で、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、ダイオキシン類の削減、スケールメリットを活かした公共コストの削減が見込めるとともに、山梨県ごみ処理広域化計画の方向性にも合致することから、構成市町間で協議した結果、「新たに整備するごみ処理施設を1施設に集約し、共同してごみ処理を行うとともに、令和13年4月までに開始すること」に合意し、その合意事項を進めることが目的であります。

施設の建設候補地の選定の流れであります。候補地の選定に当たっては、構成市町それぞれが対等な立場で主体的に用地選定に取り組むため、自薦・他薦を問わずに1か所ずつ推薦地を募り、計11か所の推薦地を対象に、一次評価と二次評価を実施する中で3か所に絞り込み、最終評価では4つの視点からの評価結果や地元からの地域振興策の要望も併せて総合的に評価を実施し、最終的に今回の事業地であります中央市浅利地区に決定したところでもあります。

次に、ごみ処理施設の概要であります。施設の所在地は中央市浅利230番3ほかであり、処理するごみの種類・処理能力につきましては、可燃ごみが日量352トンから361トン、この9トン差は後で御説明いたします処理方式によって変動いたします。なお、この処理規模には、災害廃棄物の処理分も含めた最大規模としているところでもあります。

不燃ごみ・粗大ごみは日量20トン、有害ごみ・危険ごみにつきましては、分別回収後ストックし、専門業者に処理を委託することを見込んでおります。

ごみの処理方式につきましては、可燃ごみについては焼却又は熔融し、不燃ごみ・粗大ごみにつきましては、破碎及び選別した後、鉄やアルミ等は資源化し、それ以外は最終処分又は処理方式によっては熔融いたします。

次に、対象事業実施区域であります。中央市浅利地区で、航空写真の赤線で囲ってあります扇形の土地であり、約6ヘクタールの面積であります。

次に、可燃ごみの処理方式であります。焼却のストーカ式と流動床式、熔融の流動床式とシャフト式の4つの処理方式の中から選択することとし、現在、その選定について検討を行っているところでもあります。

なお、熔融シャフト式が採用された場合、不燃残渣も処理できることから、処理能力は最大の日量361トンとなるところでもあります。

次に、可燃ごみの一般的な処理フローであります。廃棄物はごみピットに入った後、焼却施設に入って焼却され、焼却によって発生した排ガスはガス冷却設備を通り、排ガス処理設備により有害ガスを除去し、煙突により大気に放出いたします。

また、ガス冷却設備からの蒸気につきましては、発電施設を併設する中で電気を発生させ、施設の自家使用や余剰電力については売電を想定しているところであり、エネルギーの有効利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみの搬入計画であります。ごみは5市6町で回収した後、事業地に隣接する国道140号までには、甲府市川三郷線や韮崎南アルプス線、甲府中央右左口線を主に経由して搬入される場所となります。

次に、ごみ処理施設の給排水計画と防災対策であります。まず給水につきましては、ごみ処理施設では、施設で生じた排水を再生して使用するほか、簡易水道や地下水の使用を見込んでおります。なお、生活排水につきましては、簡易水道を使用いたします。

排水につきましては、ごみ処理施設から生じる排水は施設で再利用するため、施設外には排水しないクローズド方式を採用いたします。なお、敷地内に降った雨水等は側溝で集め、雨水調整池を経由し、周辺の水路に放出いたします。

防災対策ですが、地震に対しては施設に十分な耐震性を持たせるほか、地震発生時の自動停止システムや復旧運転に向けた発電機等を整備いたします。

洪水に対しては、主要な設備が水没しないよう配置するほか、敷地からの雨水放流を抑制する十分な容量の雨水調整池を設置いたします。

次に、施設配置になりますが、御覧の配置図は昨年度策定いたしましたごみ処理施設整備基本構想における配置イメージ図を掲載いたしましたところであり、今後、最適な配置の検討を進める中で、効率的な動線や十分な緑地の確保に努めてまいりたいと考えております。

事業の概要の最後になりますが、事業スケジュールであります。環境影響評価は本年度から着手し、令和6年度までの4年間を見込んでおります。

令和3年度においては、測量・地質調査とごみ処理方式検討及びPFI等導入可能性調査も実施しているところとなります。

基本設計につきましては、令和4・5年度の2か年において実施し、令和6年度には造成設計と発注仕様書の作成に着手する予定となります。

令和7年度は造成工事の実施とプラントメーカーの決定を行い、令和8年度の詳細設計、令和9年度から施設の建設工事に着手し、令和13年度の供用開始を見込んでおります。

以上、雑駁（ざっぱく）ではありますが、事業の概要の御説明とさせていただきます。

（静環検査センター 太田氏）

ここから事業者が変わりまして、環境影響評価の委託を受けております株式会社静環検査センターより御説明させていただきます。

周辺の地域特性を御説明します。対象事業実施区域は、甲府盆地の南側に位置し、北側は扇状地が、南側には砂礫台地や山地の斜面が分布しています。すぐ北側には笛吹川が西に向かって流下しています。対象事業実施区域に重要な地形は確認されておりません。また、実施区域の近傍は主に田畑として利用されています。周辺一

帯は建物用地や、田・畑などとして利用されています。

周辺の気象観測所として、甲府地方気象台と古関のアメダスがございます。甲府は南西の風、古関は南東の風が卓越しています。大気質につきましては、周辺の大気常時監視測定局において、二酸化窒素などの各測定項目が環境基準に適合していますが、全国的にほとんど未達である光化学オキシダントについては、当地でも未達成となっています。

河川としましては、北側に笛吹川が流れ、事業地東側には、笛吹川支川の浅利川が、西側には押出川が流れています。事業地の周辺に存在する水路の水は、西方面に流下したのち、押出川の下をくぐって、笛吹川に直接合流しています。笛吹川は、水質汚濁に係る環境基準のA類型に当たりますが、各項目の水質測定結果は、各環境基準に適合しています。

植物については、事業地周辺は、水田雑草群落が広く分布しています。南側の丘陵には、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ・コナラ群集等の植林・二次林が分布しています。保全すべき植物としては、維管束植物47科85種の生育記録がありました。

また、保全すべき動物としては、哺乳類14種、鳥類69種、爬虫類3種、両生類2種、昆虫類33種、魚類6種、底生生物6種以上の生息記録がありました。

景観特性としては、北側に広がる平野、また、南側の自然豊かな山地が挙げられます。眺望としては、平野部では、甲府盆地を囲む山々のパノラマ景観が、高台からは甲府盆地を見下ろす眺望が得られます。景観や人と自然との触れ合い活動の場としては、都市公園や笛吹川沿いのサイクリングロードなどが挙げられます。

最寄りの住宅までの距離は、最も近い東側が330メートルとなっており、北側と南側は750メートル、西側は約1キロメートル離れています。環境保全施設について、最も近いのは北に約500メートルの社会福祉施設老人福祉センターとなっています。なお、事業地の標高は、約246メートルから248メートルとなっています。東・西・南側の住宅地も概ね同じ250メートル前後ですが、南側は高台となっており、住宅周辺は約305メートルから310メートルと、事業地とは60メートルほどの標高差となっています。

選定した環境影響評価項目はこちらのとおりです。

環境影響要因は、工事中を対象として、造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資器材の運搬に用いる車両、いわゆる工事車両の走行が挙げられます。また、存在及び供用時として、施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行が挙げられます。これらの要因に対する環境影響評価項目として、大気汚染としましては、工事中に、建設機械の稼働と、工事車両の走行を対象に、排ガスの二酸化窒素・浮遊粒子状物質と粉じんについて、環境影響評価項目として選定しています。また、存在・供用時としましては、施設の稼働、つまり煙突排ガスの排出について、二酸化硫黄を始めとしたこちらの項目を、評価項目として選定しました。丸に下線が引いてありますが、これは、県のガイドラインに沿って、複数の条件で予測評価を行う項目です。また、廃棄物運搬車両の排ガスと粉じんの影響について、選定しています。悪臭については、施設の稼働や、廃棄物運搬車両の走行について選定しています。廃棄物運搬車両については四角となっていますが、これは一般的な環境保全対策で対応する、つまり対策を整理して評価する項目として選定しています。

騒音と一つ飛ばして振動については、建設機械の稼働、工事車両の走行、施設の

稼働、廃棄物運搬車両の走行について選定しました。また、低周波音について、施設の稼働による影響を選定しました。水質汚濁としては、工事中の水の濁りについて、選定いたしました。建設機械の稼働については、河川や港湾を浚渫する場合に選定しますが、今回はそのような活動は無いため、選定しないこととしました。また、施設の稼働についても、ごみ処理に伴う水は場外へ排水しないので、選定しないこととしました。

また、施設の存在・供用に係る水象の表流水や地下水位、地盤沈下、土壌汚染、日照障害について、調査・予測・評価を実施いたします。地形・地質については、対象となる学術上注目される地形などが事業地周辺に認められなかったため、選定しておりません。

植物・動物・生態系については、工事中と供用時に、それぞれ要因が発生する可能性があることから、評価項目として選定しました。景観や人と自然との触れ合い活動の場についても、存在・供用時を評価項目として選定しました。

また、廃棄物、大気汚染物質・水質汚濁物質、温室効果ガス等についても、評価項目として選定しました。

放射線については、放射性物質を含む土砂等の持ち込みはせず、周辺での空間線量率も低いことなどから、選定しないこととしました。

地域交通につきましては、山梨県のガイドラインにはない項目ですが、これまでに渋滞への影響を懸念する意見などを頂いたことから、独自に追加して調査することとしました。

それでは、各項目について御説明します。

環境中の大気汚染物質については、排ガスに係る二酸化硫黄などのこちらの項目について、対象事業実施区域1地点並びに周辺を代表する4地点の計5地点で、7日間、4季の調査を実施いたします。

また、粉じんについては、対象事業実施区域1地点で1ヶ月間、4季の調査を実施いたします。

沿道についてです。排ガスに係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の調査を、走行台数の増加が比較的多いと見込まれる主要な走行ルートを代表する5地点で、7日間、4季、実施いたします。粉じんについては1ヶ月間4季、交通量については、平日24時間の調査を行います。

気象の調査についてです。地上気象として、対象事業実施区域1地点で、風向、風速などの調査を1年間通年で行います。また、上層気象の調査を7日間、1日8回、年4季、実施いたします。

大気汚染の予測については、大気拡散式や技術手法に示された計算式などにより定量的な予測を行います。対象となる影響要因は、工事中の建設機械の稼働、資機材等運搬車両の走行、存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行、施設の稼働を対象に、御覧の内容の予測を行います。

悪臭については、特定悪臭物質と臭気指数の調査を対象事業実施区域1地点と周辺4地点の計5地点において実施いたします。予測としては、煙突排ガスの影響と施設からの悪臭の漏洩について、計算式や事業計画等を踏まえた予測を行います。

騒音、振動、低周波音についてです。一般的な環境における騒音、振動、低周波音の調査を周辺で住宅等が分布する4地点において、平日と休日の各24時間実施いたします。

道路については、先ほどの大気質と同じ走行ルート上の5地点において、騒音・振動・交通量の調査を平日の昼間の時間帯に実施いたします。

予測については、計算式などによる定量的な予測を行います。対象となる影響要因は、工事中の建設機械の稼働、資機材等運搬車両の走行、存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行、施設の稼働を対象に、御覧の内容の予測を行います。

水質についてです。ごみ処理施設から生じる排水は、施設内で再利用し、場外に排水しません。また、敷地内に降った雨水は、雨水調整池を經由して周辺の水路に放流します。したがって、水質については、水の濁りを対象に、調査・予測・評価を実施いたします。周辺の3地点の河川・水路において、浮遊物質量の調査を年4回、また降雨時に2回、また事業地1地点で土質の調査を行います。予測については、造成等の施工による一時的な影響について、事例の引用や排水計画等に基づく解析を行います。

表流水に関する水象としましては、周辺の水路3地点において、流量の調査を、平水時4季、降雨時2回、実施いたします。予測としては、施設の存在による表流水への影響を、周辺の状況や排水計画などを基に解析いたします。

地盤沈下についてです。施設では、水源として簡易水道及び地下水を利用する計画のため、対象事業実施区域において1年間連続で、地下水位の測定を行います。また、周辺の2か所の井戸で、毎月1回測定を行います。予測としましては、施設の稼働による影響を、周辺の状況や水利用の計画等を基に、予測いたします。

土壤汚染についてです。周辺の土壤汚染の状況を把握するため、事業地を含めた5地点において、ダイオキシン類の調査を1回実施いたします。予測としましては、施設の稼働に伴う排ガスについて、土壤中のダイオキシン類濃度を対象に、大気質の予測結果等を踏まえた予測を行います。

日照障害についてです。日照の状況を把握するため、事業地1地点で冬至に近い晴天日に写真撮影を行います。予測は、日影図や天空図の作成により行います。

植物・動物・生態系についてです。植物・動物の調査は、対象事業実施区域と周辺200メートルの範囲において、1年を通じた季節ごと各生物相の把握に適切な時期に調査を実施いたします。希少猛禽類については、周辺1キロメートルの範囲で、2営巣期調査を実施いたします。水生生物については、周辺200メートルの範囲のほか、下流水路においても調査を実施します。

予測についてです。工事中と供用時の各影響要因について、保全すべき植物、植物群落、動物、水生生物、生態系への影響について、文献等の資料による類似事例等の引用または解析を行います。

景観・風景についてです。対象事業実施区域を望むことができる可能性のある地点として、周辺の8地点で、写真の撮影を展葉期と落葉期の2回行います。波場公園と山之神社では、桜の開花季も含めた3回調査を実施します。予測についてはフォトモンタージュ法により眺望の変化を予測いたします。

人と自然との触れ合い活動の場についてです。近隣の代表的な触れ合い施設として、笛吹川堤防と羽場公園の2か所について、利用状況等の調査を春と秋の2回実施いたします。予測については、利用状況や事業計画等を踏まえた検討を行います。

廃棄物につきましては、工事中と供用時において、廃棄物の発生量や再資源化等の量を対象に、事業計画を踏まえて予測・評価を行います。大気汚染物質や水質汚濁物質につきましては、供用時において、その排出量や排出抑制対策などを踏まえ、

予測・評価を行います。

温室効果ガスにつきましては、存在・供用時において、温室効果ガス排出量を算出し、排出抑制対策を踏まえ、予測・評価を行います。

地域交通についてです。交通量や交通渋滞の発生状況の調査を、事業計画地に近い桃林橋南詰交差点と豊積橋南交差点の2地点において、平日と休日の2回行います。予測については、工事中と供用時について、交差点の需要率の変化を算出し、検討いたします。以上が、各項目の予測・評価の説明です。

評価については、実行可能な範囲で、回避・最小化・代償の方針に沿った対策が適切にとられているかどうか、また予測を数値化できる項目に関しては、予測結果と環境保全上の目標との整合性が図られているかについて評価いたします。

以上で、環境影響評価方法書の説明を終わります。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

引き続き、方法書に対しましての意見の概要及び事業者としての見解につきまして、主だった内容を御説明させていただきます。事業者説明資料2を御覧いただきたいと思っております。

住民等からの意見につきましては、16項目について御意見を賜りました。

まず、事業計画の内容に対してであります。県境に接している北杜市や南部町は、隣接する他県の自治体と連携したごみ処理を行ったほうが合理的である旨の御意見がございました。

事業者としての見解であります。御指摘の意見等も踏まえて、各構成市町が協議、検討した結果、本事業の実施に至ったものと考えているとお答えさせていただきました。

また、事業スケジュールに対して、甲府・峡東ごみ処理施設の例と比較し厳しいものとなっているので、令和13年度に供用開始できるのか不安であるとの御意見がございました。

事業者としての見解であります。方法書で示す各事業工程を期限内に進捗することにより、十分可能なスケジュールである旨をお答えさせていただきました。

また、ごみの搬入ルートについて、新山梨環状道を経由するルートを想定していないこと、渋滞緩和のために対象事業実施区域へ左折して侵入するためには、新山梨環状道路を経由すべきである旨の御意見がございました。

事業者の見解であります。方法書で示す搬入計画につきましては、対象事業実施区域への主な走行ルートとして国道・県道を示したものであり、搬入ルートとして限定するものではないこと、国道140号から右折車両による渋滞発生を避けるためにも、現在、国道の拡幅及び右折レーンの整備について検討している旨をお答えさせていただきました。

以上が事業計画の主な御意見であり、方法書の技術的な御意見・事業者の見解につきましては、委託業者の静環検査センターから御説明させていただきます。

(静環検査センター 太田氏)

続きまして、2章以降の部分について説明させていただきます。御意見2-2「社会的状況(土壌汚染)」につきまして、近隣の大塚流通団地造成工事に際し、地下からアスファルト舗装ガラなどが出現し、社会問題になった。よって当予定地

でも先行試掘や土地所有者から事前ヒアリングを行い必要な対応が求められる。

事業者の見解としましては、当該対象事業実施区域については、土地の利用履歴などから異物等が地中に存在していることは想定していませんが、当該事例が発生した場合は、適切に対応したいと考えています。

また、2-3地震、水害についてです。こちらにつきましては、水害の被害想定等が示されていて、最大の水深が5メートルから10メートルと既存資料上示されており、また、地震が発生した場合は、マグニチュード7から8の大きなエネルギーを放出し多大な被害発生のおそれがあるというような御意見です。

今回、事業者の見解としましては、地震、洪水の災害対策としては、ごみ処理施設整備基本構想に示した対策を基本とし、災害時の施設の操業に支障が及ばないよう万全な対策、対応に努めたいと考えております。

続きまして、第3章の3-1環境影響要因についてです。

御意見の概要としましては、中部横断道北部区間の環境影響評価方法書と比較すると、電波障害、文化財が不足しています。また、中央市成島地先のリニア中央新幹線予定地の水田地帯では、現在、県の文化財関係機関による現地の詳細調査が行われています。よって当地でも文化財の発掘調査が必要ですという御意見です。

事業者の見解としましては、お示しいただいた中部横断自動車道の環境影響評価は、山梨県、長野県の環境影響評価条例の両方に沿って検討されております。電波障害と文化財は、長野県条例において環境影響評価項目として設定されていますが、山梨県や国の法律で設定されていないことから、本事業では検討の対象としておりません。なお、電波障害につきましては、最寄りの住宅まで750メートルと書いてありますが、先程、御説明さしていただいたとおり、330メートルが最寄りでございます。十分に離れておまして、現在使用されている地上デジタル放送は電波障害がほとんど生じないとされていることなどから、障害が発生する可能性はほとんどないと考えます。

また、文化財について、万一、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り、速やかに関係先に報告し、必要な措置を行います。

続いて、4-1番です。放射線量について意見の内容としましては、放射線量の調査は行わないこととこの方法書ではなっている。しかし、業務委託の仕様書の中では、放射線の量について記載されており、なぜやらなくなったのか知りたいとの御意見です。

事業者の見解としましては、環境影響評価の項目については、既存資料調査を行い、山梨県内の空間線量率が除染基準より大幅に低いことを確認しました。また、本事業では、放射線の量が高い土砂の持ち込みなどを行わない計画です。これらの既存資料調査結果や事業計画を踏まえて、放射線の量については、環境影響評価項目に選定しないこととしましたという内容です。

続いて、5-1番、植物、動物についてです。意見の概要としましては、猛禽類は周辺1キロメートルの範囲で調査する。希少猛禽類は2営巣期調査するとありますが、聞きたいこと①2営巣期だけで良いのか、長期に亘る追跡調査が必要である。②周辺1キロメートルと言わず、より広範囲に拡大を検討願いますとの御意見です。

事業者の見解としましては、猛禽類の現地調査は「環境省改訂版猛禽類保護の進め方」に準拠し、2営巣期の調査を設定いたしました。なお、現地調査によって猛禽類の繁殖が確認され、事業による影響が予測された場合には、追加のモニタリン

グ調査を実施するなど、適切な影響把握に努めます。調査範囲については周辺1キロメートルの範囲を基本としますが、確認状況に応じて地点の移動や追加等を検討し、生息状況適切に把握できるよう努めます。

続いて、5-2番、景観についての御意見です。自然景観資源、主要な眺望地点の中にみたまの湯がある。当温泉は県内外、特に首都圏からも多数の来客がある県内有数の温泉である。ごみ処理施設の煙突から出る白い煙が果たして、どのように映るか不安、心配であるという御意見です。

事業者の見解としまして、みたまの湯につきましては、景観の調査地点として選定し、調査、予測、評価を行う計画としております。結果につきましては、準備書に掲載し、御報告させていただきます。

6章、ヒアリング結果についてです。6-1番、専門家ヒアリングの結果についての御意見ですが、打ち合わせ時間が短いと思う。また、後半の方に、御意見者の観察日誌などを踏まえますと、30年前、当地のアカマツ林は枯れて植生がないので、当地近くでは営巣環境が存在しない。専門家の意見は必ずしも適切な助言ではないと思う。そういうような御意見です。

事業者の見解としましては、専門家ヒアリングは、各分野の専門家に地域の特性や調査に当たっての留意点等について御意見をいただきました。事前にメールでやりとりや論点を整理した上で実施しており、適切な実施に努めております。

また、専門家ヒアリングにおいて、アカマツ林について御意見をいただきまして、参考とさせていただきますが、現地調査においては、対象事業実施区域の営巣環境についても改めて現況適切に把握できるよう努めます。

以上で、主な意見の説明を終わらせていただきます。

(坂本会長)

ありがとうございました。只今、事業者から方法書の内容と、それに対する意見と事業者の見解について御説明いたしました。

それでは皆さんの質問、意見をお伺いしますが、まずは会場の委員から御意見をお聞きして、そのあとウェブ参加の委員にお聞きしたいと思います。ウェブ参加の方は音が入らないようにミュートのまましばらくお待ちください。

それでは会場の方、御質問や御意見がございましたら、よろしく願います。

最初に私から全般的なことを一応確認したいんですけど、焼却方法について、これから決めるということですけど、いつ誰がどのようにして決めるのか、それを教えてください。そして、それがアセスの方法に関わってくるところがあるのか、それも願います。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

処理方式につきましては、本年度、コンサルに委託しまして、四つの方式から絞り込みを掛けられるのかどうなのかということを検討しております。一応報告書として、今年度は、どの方式が有利なのかというふうなことを、そこで報告書としてまとめていくんですけども、その報告書の内容によっては、複数の方式になる可能性もありますが、その場合は、複数の方式につきましては、令和4年5年で基本設計を作るのに反映していきますので、準備書の段階では、それを提示できるのかな

というふうに思っているところでございます。

(坂本会長)

それでアセスについて変わる部分というのはあるか、ないかというところはいかがでしょうか。概ね変わらないとは思いますが。

(静環検査センター 太田氏)

調査の手法自体は、建設の細かな手法によって、変わるものでは基本的にはないかと思っております。環境影響要因としましては、今抽出されているものの中で把握できているものと考えておきまして、細かな予測におきましては、もちろん変化が出てきますので、それについては、準備書において、その計画を踏まえた予測としていきたいと考えております。

(坂本会長)

さっきの話では、できれば今年度中に、一つにしたいけど二つぐらい残るかもしれないということでした。これは、今コンサルってことでしたけど、何かこちらから、例えば、地元の人、市町村の意見を、こういうふうに反映しろとか、お金のほうも一番優先しろとか環境を優先しろとかそういう、指示というか、あれはあるんでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

まず処理方式につきましては、基本的に11市町の副市長・副町長クラスで構成する検討委員会というものを組織しまして、コンサルと私ども事務局で練った案のほうを、検討委員会のほうに提示して御意見を伺って、微調整をして仕上げていくというような段階を踏んでいるところでありまして、最終的に恐らく今の状況でいくと複数の処理方式とならざるをえないというふうな状況でございます。また、その評価に当たっては、今言われました、経済性もちろんありますし、周りの環境とかですね、地球温暖化というようなものを、点数付けをしまして、一応評価をして、それで、絞り込みを掛けていくというふうなことで伺いをしているというところでございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。この委員会についてそれについては、意見を言う立場ではございませんので是非、地元の人には良く考えて、意見を反映させてもらいたいと思います。それでは、ほかの委員の方。こちら(会場)側の委員。それでは小林委員、お願いします。

(小林委員)

植物の小林と申します。まとまってないんですが、まず、一つ目は、保存すべき植物種という方法書の2-24です。植物、動物生態系で、植物を調査するわけですが、どういうふうにお考えかあれなんですが、陸上植物というのを、シダ植物と種子植物で良いかどうかという点なんです。2-20、2-21を見ると、植物層の状況ということで、維管束植物、シダ植物及び種子植物についてはこういう記

録があった、ということを書いてらっしゃるわけですが、森林とかそういうところの生態系で木や草やそういうものを保全すると、割とこう自然が保全されやすいところではなくて、ここは水田地帯ということで、非常にその生態系というかその自然の様相が、まるで違っていて、人がこう大きく関わりを持っているわけですね。水田を耕したり、刈り取りをした後またこう耕して放置しておいてとかね。そうするとそういう間に水が抜けた後とか、耕された後に、一生を終えようとするような植物もいるわけです。そういうものの、何て言うのかな、生育状況ということについて、調査しないでいいかどうかというところについてちょっとお考えをいただければありがたいなと思います。私は調査すべきだというふうに考えているということなんですね、全体的に大きく言うと。例えばですね、2-1-10 (1) 保存すべき種っていう中のその表の一番下に、ミソハギ科の植物が書いてあるんですが、このミソハギ属とか、フカシグサ属とか、ヒメミソハギ属とか、その中にも幾つかの属があって、非常にこう何て言うのかな、見分けが困難な、生育状況が掴みづらい植物があるんですね。これは、この方法書の中でも水田雑草群落っていう言い方をしてるんですが、雑草っていうのは、やっぱり人のほうから見た見方であって、決して雑草の群落ではなくて、水田っていう場所が失われてきているので、その水田っていう、近くの生態系で生育していた植物は、非常に稀少になってきているわけです。これは全国的にね。だから、水田雑草群落という、一般的には取りまとめてそういう言い方するんだけど、水田自体のその植生については、十分注意深く、精査する必要があるというふうに考えてるんです。特に、そこにミズキカシグサ、これは環境省でもVUで山梨県だとDDっていうことで、水田の中で、このミズキカシグサがあるかどうかっていうところがまだ十分把握できてないんですね、県内では。そこで、DDということで、情報不足ということになっているわけです。ということは、この調査を行うときに、できるだけ精査してもらうことが、必要になってくるということですね。それから、そこに多分落ちてると思うんですが、ヒメキカシグサというのがあって、これは環境省だとCRで、これも山梨県の2018年度版で、DD種になってるんです。その親戚にキカシグサというのがありますが、キカシグサはあの周辺の水田に生育してます。私が現地調査のときに確認しましたので、キカシグサはあるんだけど、そのほかにミズキカシグサやヒメキカシグサがあるかどうか分からないんですね。そのヒメキカシグサ自体はこの表から落ちていきますから、だからここの部分の認識が少し、軽いのではないかなというふうな気がするんです。さらに、あそこにはホソバヒメミソハギという外来種があったんですが、ヒメミソハギもあるんですね。ヒメミソハギというのは、レッドデータにはなってないんですが、やっぱり水田雑草の希少種なんです。それからミゾハコベという植物もあそこにはあります。これも希少種です。要するにこの調査をするときに、水田に生育する希少種を調査していただいたほうがいいのではないかなと思うんですね。なぜそういうことを言うかということ、そういうミゾハコベとか、そういうものが生育しているということは、やや自然度が高い水田に入るんじゃないかなと思うんですね。そういう環境っていうことを見る指標にもなるので、この保全、保存すべき種っていうところを、ちょっともう一度確認をさせていただいて、そして、水田が生育する希少種について、もうちょっとこう、見ていただきたいということと、それからなぜそれだけでいいかって言ったのは、蘚苔類ですね、苔を調査し始めたら、終わらないかもしれないんです。だけど、これについての基礎資料はほと

んどないんですね。でも、苔でも地衣類でも、環境省では、レッドデータを出しているんです。で、例えば蘚苔類の中の苔類の葉状体を持つ苔類だと、田んぼではイチョウウキゴケという種類が希少種なんですね。あそこにはカンハタケゴケという同じウキゴケ科のものはあるんですが、イチョウウキゴケがあるかどうかはちょっと私も、確認できていません。非常に小さい種ですから、これ確認なかなか難しいんですね。だけど、これは準絶滅惧種なんです。一時は環境省のほうで一類っていうかね、絶滅危惧種の一類でも挙げておいた苔の仲間なんですね。水田に生育する苔なんですね。これ、だから希少種だから、絶滅危惧種だけでも、洗い出してですね、そういうものについて水田に生育がないかどうかというのは、この調査を行うときにする必要があるのではないかな、むしろしていただけるとありがたいなというの私の意見です。長くなりました。以上です。

(坂本会長)

事業者から何か。回答をお願いします。

(静環検査センター 佐口氏)

では事業者に代わりまして、委託業務の静環検査センターの佐口のほうからお話をさせていただきます。まず、2-24につきましては、申し訳ございません。一般的に入手可能な文献におきまして、シダ植物以上を対象としまして、事業予定地10キロ四方、半径5キロ以内の文献調査を行いました。先生が仰るとおりいくつか文献の中で抜けているようなものがあるということですので、こちらのほうにつきましては、他のヒアリングなり先生の御意見を受けながら、それがあつという前提の下、調査のほうを行わさせてもらいたいと思っています。また今回の植物につきましては、陸上植物と水中植物両方を実施する予定になっておりますので、こちらにつきましては、しっかりと調査のほう行っていきたくと思っています。また当地のほう、水田環境が主になっておりますので、また範囲が非常に狭いんです。したがって、1年間を通しまして、より詳細に様々な環境を踏査しながら調査することは十分可能だと思いますので、こちらのほうで、いろいろ補完しながら調査のほうを行っていきたくと思っています。また苔類、蘚苔類につきましては、先生が仰るとおりに、いくつか絶滅危惧種に指定されているものもございます。したがって、先生の御提案にありました、水田環境、人間の攪乱用地に特にいるだろうという貴重種のほうをピックアップしまして、こちらの妥当性のほうを専門家に諮りながら、その部分、全部っていうことはなかなか難しいところがあるものから、その部分について、調査のほうを実施していきたくと思っております。以上になります。

(坂本会長)

ありがとうございます。他の案件もそうなんですけど、文献調査をして、それに書いているのを挙げてくるのが出発点ですけど、それはあくまで出発点で、それに捕らわれずにちゃんとしっかりと調査しますよ、という理解でよろしいですね。

(静環検査センター 佐口氏)

はい。

(坂本会長)

ありがとうございました。では、湯本委員。何かありますか。

(湯本委員)

湯本です。私としては、両生・爬虫類、魚類になりますけれども、この調査地自体がそれほど広い調査地ではありませんので、せっかく調査をされるのであれば、挙げられたもの、調査の結果出てきたものをやはりまとめて公開していただけると、私どもが次に意見を述べる場合の参考になるのではないかと思いますので、是非、調査として挙げてきたものを公開していただきたいというふうに思います。

(坂本会長)

お願いということでもいいのかな。少し調べれば笛吹川沿いのいろいろなところも分かるということなので、なかなかそのデータをこちらでも持っておりませんのでなるべくまとめて公開していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それでは次は、ウェブ参加の方にお伺ひしたいと思います。御質問等のある方は挙手願ひします。私が指名しますので、ミュートを解除して御発言をお願いします。発言終了後には再度ミュートの設定をお願いします。

(田中委員)

田中ですが、よろしいですか。

(坂本会長)

では、田中委員お願いします。

(田中委員)

御説明ありがとうございました。東京都市大学の田中です。今スライドの一番最後に、これ非常に良かったなというものがあるんですが、この回避・最小化・代償というミティゲーションヒエラルキーに沿った評価を行うという大きな方向性、これは山梨県の非常に特徴でもあるので、もっと言えば、これは環境アセスメントとは何かと言ったらもうこの一言に尽きる、環境アセスメントの柱の部分なんですけど、残念ながら日本の制度ではそういうふうになってないんですが、それを改めてね、そういうような方向で、やっていただくということが非常に重要だなと思います。それと、その下の目標としてってこと、できるだけ定量的にやろうとされているってことで、方法書の段階で、そういうことが明確にされ、大変良かったと思います、というのが1点ですけども。質問としたらですね、まず広域な、山梨県あるいは山梨県の広域なところでの処分場、焼却場ということで、例えば、バイオマス発電の施設ですとか、そういう直接、間接に山梨県内で、いろいろ関わる、関係が出てくるものっていうのがあるように思うんですが、環境省の環境基本計画の柱である地域循環共生圏、要するに地域の中で、いろんなどこで何かがプラスになって、何かがマイナスになってみたいなことを、この開発において、何かの、その効率的な中での位置付けっていうのを考えていただきたいなというのが1つ。せっかくのこういう施設ですから、今の時代にエネルギーの話もありますが廃熱だとか、

それとか、いろんなものがどんなふうに地域住民の中で、あるいはその施設内で有効利用されているのか、その辺り、もっともっとアピールしたほうがいいのかなんていう気がします。生態系には、今、水生植物の話がありました。そのお話ですと、やはりその個別の種を扱うっていうのが、どうしても限界がある。漏れや抜けが出てくる。それから、もちろん個別の種をできるだけ正確に調査しなきゃいけないというのが前提なんですけど、やはり環境アセスメントという手続の中では、どういう生態系を守るのか、あるいは守らなくてもいいのか、ということを考えなきゃいけない。そうしますと、あそこの流域とかですね、要するに水の流れそれから地下水の湧き水、山との関係とか、そういう大きな括りでの、生態系の判断っていうか、区分、その中に、先ほど来のお話にもあるように、どういう特徴的な、希少な生物が出ているのかというふうにしてパッケージして、個別の種と、それとそれによって代表されるようなハビタットですね、生態系ハビタットをどうするのかというふうにアプローチしていただきたいなと思います。環境影響評価法とか条例でも、その動物、植物、水生生物、生態系の中で縦割で個別になっちゃってるんだけど、本来は、生態系っていう括りの中で考えなきゃいけないものですから、そういうような言い方を改めて、もちろん、そういうことだと思いますが、ちゃんと考えてほしいと思います。最後は私のほうの専門分野で、回避・最小化・代償っていう話が出てるので、どうしてもあそこの水田地域を開発によって指導するっていうことはあるんですね。それに対して、ミティゲーションをどのように考えて、ということがあるわけです。これは山梨県の特徴です。実は、昭和町も同じような水田開発で、非常にいい事例が、前例があります。是非、コンサルタントの静環検査センターさんには、その辺りを参考にさせていただいてですね、真の意味で回避・最小化・代償化っていうことをやるっていうことは、どういう検討が、環境アセスメント制度の中で行われるのか、その辺りを改めて見ていただいて、そういうミティゲーションヒエラルキーに沿った評価、環境保全対策をやっていただければ大変ありがたいなと思います。以上でございます。

(坂本会長)

コメントとか見解だと思うのですが、事業者の方向かありますか。

(静環検査センター 太田氏)

ありがとうございました。幾つかいただいたものを簡単に整理させていただきましたと、まずは、広域の処理や共生圏についての考え方について、またその次に排熱利用などのエネルギー関係の考え方について、三つ目に生態系について、最後に回避・最小・低減についての御見解、御意見、御質問をいただいたかと思えます。まず、一つ目の方針について、広域の処理について、回答させていただきます。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

どうもありがとうございます。先生のお話に沿った内容となるかどうか分からないですけども、我々は事業者といたしまして、ごみ処理施設につきましては、五つの基本方針を掲げて、それに向かって取り組むこととしております。その中でも、適切な環境保全対策を講じた施設であること、またエネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設、そしてまた一つの大きい項目としては住民に開かれた施設という

ことでやっております。バイオマス発電という話もありましたけれども、ごみ処理発電というのが全国でも一般的になりつつあります。そういったことでも、その余剰電力につきましては、その地域に還元することで、地域に貢献する施設でありたいと考えているところでございます。

(田中委員)

ちょっと今、バイオマス発電なんかで木材が不足してきたり、燃料が不足してきているという状況が良く起こっているのですが、片一方で有効利用できるものがごみゴミとして処理されてしまっている。山梨県という区域の中で、そういったことを相互に何か協力し合ってやってくようなことがこれからは必要になる。循環共生圏の上で必要になって、環境アセスメントの方法書みたいな場面ではそういう相互のやり取りみたいなことも実は評価の対象になるので、ならないと本来の環境アセスメントではないと考えている。ですから、その辺りが少しだけでも見えてきたほうがいいのかと思います。

(坂本会長)

事業者の方どうぞ。

(静環検査センター 佐口氏)

ありがとうございます。先生が仰るとおり地域循環共生圏の施策の中で脱炭素化社会、カーボンニュートラル、エネルギーをどうしていくのかというところが、今回の事業の中でどのようなプラスの、正の付加が入るかというところも、準備書の中では可能な限り、それに向けたような話もできるかもしれませんので、そちらのほうは可能な限り、準備書の中で、盛り込ませていただきたいと思います。また生態系につきましては、先生が仰るとおり、甲府盆地の南側、笛吹川流域ということで、事業予定地は小さいですが、地域生態系の中の一部というような考え方の中で、広い範囲の中で、生態系の評価をしながら、先生の専門分野かと思いますがH E P等のハビタット評価というような形のものも考慮に入れながら評価をしていきたいと思っています。また、保全に係る部分につきまして先生から、昭和町の例が良い具体例だというお話をいただきましたので、こちらのほうも念頭に置きながら、今後の保全対策も含めた環境影響評価のほうに反映させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(田中委員)

ありがとうございます。よろしく願いします。

(坂本会長)

ありがとうございます。次は高木先生になります。

(高木委員)

聞きたいこととして、対象人口が31万人と資料に書いてあり、当然、山梨県もごみの削減計画みたいなものを持っていると思いますし、対象の市町村も計画を持

っていると思うのですが、これから7年、8年後の後にできあがるものとして、この1日350トンぐらいという規模はちょっと大きいのではないかという気が若干しています。多分何らかの計画に則ったものなのだろうとは思ってはいるのですが、それが計画の現状として、対象地域からどのぐらいのごみが出ていて、これから7年ぐらい経って、残念ながら人口減少もあるでしょうし、ごみの削減の努力もあるでしょうから、それで350トンぐらいになりますよとか、ひょっとしたら310トンぐらいでいきますよとか、そういうような、見通しがどこかにあるのか、方法書からは分からなかったので、1つ目の質問です。次は私の専門のほうの分野の話ですけれども、大気のほうもあるのですが、このエリアの卓越風が、北東から南西に行く風が多いようなことが資料の中を見ると書いてあります。大気汚染の説明いただいた資料の13ページだと、大気汚染の調査地点が施設に対して東西南北にきれいに置いてあって、卓越風が吹いて風下側になるであろうエリアは、あんまり人が住んでないのかもしれないかもしれませんが、風下側のエリアについての測定点はないのが、これは何故なのかというのが二つ目の質問で、三つ目は騒音でも似たような話であるが16ページに、騒音の測定する場所が載っているのですけれども、逆に対象施設のところにあまり人が住んでないから、測定しても意味がないということで、人が住んでいるエリアを選ばれているのだらうなと思いつつながら、道路の騒音は、交差点の周りとか、上り坂とか、トンネルの出口とかそういったところではどうしても大きくなってしまいうわけですが、その辺の視点はちゃんと入って、この測定点が5地点選ばれていますかということを確認したいと思います。以上です。

(坂本会長)

ごみの量の話とそれから測定点の話ということで、それでは回答をお願いします。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

先ず、ごみの処理規模の御質問がありましたけれども、昨年度策定いたしました「ごみ処理施設整備基本構想」を参考に算出を行いました。11の構成市町の過去10年間のごみの量の推移に対しまして、トレンド推計を行って算出すると、1人1日当たりのごみの量というものを算出いたしまして、環境省の基準に則って算定したところですが、1点ちょっと特異なものにつきましては、令和13年度から7年後までの最大値を見るという形の中で、基本的にはその人口が減っていくという分野で、最大値は令和13年になるということの中で、実は人口規模は各市町においても国勢調査においても下がっている部分がございますけれども、実は各市町においては人口ビジョンというものを策定しておりまして、その人口ビジョンは（人口を増やす政策を考えているため）ポジティブな状況でありまして、私どもがネガティブで、市町村がポジティブということで、人口規模はそこで変わってきては困りますので、そこは市町村のほうを尊重して、人口ビジョンの数字を使って算出しているのが多くなっている傾向がございます。それに加えて、環境省の指針にもございますけれども、災害廃棄物について、どう捉えるのかということでございまして、基本的には東日本大震災の方では約25%は何らかの処理をして、他の75%は仮設で対応したということがございますので、我々とすれば、通常のごみに加えて、災害廃棄物の25%部分の余剰分を、この日処理量のほうに加えることで、基本構想のほうは、先ずは、環境影響評価に対しまして書面としまして設定を

したところでございます。ただし、実際に来年度以降、基本設計をかけることになればやはり現実的な数字は追っていかねばならない。過大な規模のものは作れないという形の中で、もう一度ごみの量の推計を算出しまして、人口の方も、現状を踏まえて、また災害廃棄物の部分もどうするのかという議論に基づきまして、確実な日処理量の設定をしていきたいと考えているところです。

(坂本会長)

ありがとうございました。それでは測定点の話をお願いします。

(静環検査センター 太田氏)

まず大気の状態について、風向も踏まえて、風下の調査がないのではないかとというような御質問がございました。この点につきましては、大気のバックグラウンドの把握ということで、現在周辺の住宅地の分布などをベースに、4か所の代表的な場所を選定しているという状況です。バックグラウンドとしての代表的な場所を把握しているという状況ですので、また、予測評価につきましては、現地の調査結果や地形などを踏まえまして、そういった予測を適切にしていまいる中で、高濃度の場所を確認するということになるかと思っておりますので、予測評価自体は地域全体を評価する。バックグラウンドとしては現状の周辺を代表するような場所を選定しているという状況でございます。もう一つ、騒音について、騒音の沿道の調査地点について、御質問いただいたところで、交差点なども踏まえて検討しているのかというご質問でございましたが、代表的な走行ルートの中で沿道の住宅などの分布も踏まえて、代表的な場所を選定しております。御指摘のとおり、近くに交差点があるのですが、あまりその辺りは、住宅等は多くはないという、基本的にはあんまり分布していないようなところで、比較的近いところを選定したつもりなのですが、そういった場所を、主に車が集中する場所として、住宅の分布を踏まえた設定をしてございます。以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(高木委員)

分かりました。

(坂本会長)

それでは続いて、工藤先生をお願いします。

(工藤委員)

はい。大気担当の工藤と申します。よろしく申し上げます。三つほどお伺いいたします。まず、そもそものところなのですが、この候補地選定につきまして、先ほどの御意見の紹介でもありましたけれども、方法書を拝見する限り、非常に災害リスクが高いところだというふうに思います。まずは液状化の危険度が極めて高いP L C 15以上ということでもあります。東海地震、東南海地震、南海トラフの地

震も年々リスクが高まっているということでもありますし、それは十分危惧すべきことで、何らかの対策を具体的に講じているのであれば教えていただきたいです。それと、洪水のリスクのほうですけれども、浸水深が5mから10mで、対策をするということですが、10mとなると2階以上が水に浸かるということになると思います。対策のほうは大丈夫なのかと思うところでもあります。また、想定最大浸水深と言いましても、これからますます温暖化が進みますと、リスクはさらに高まっていくと思いますので、10mを超えるケースというのも想定すべきではないかと思います。それに加えて、このハザードマップを見る限り、堤防決壊による氾濫流が発生する地域に近接しているわけです。ですので、流木等が流れてくるリスクがかなり高いのではないかと。かつ、中央市のハザードマップを見ましたら、浸水継続期間が3日から1週間の地域にあたっておりました。つまり、最大1週間は水に浸かっているわけです。そういった地域にこの施設を建てるということは、本当に大丈夫なのかという危惧を本当に感じます。災害ごみの話も出ていますけれども、そういった処理をしなければならぬこの施設自体が被災してはいけない施設なわけです。その意味で、こういったリスクが既に分かっている地域に立地しても良いのかということをお私に非常に疑問に思いました。一応選定するときには点数化をしているわけですが、他の要素と、こういった災害リスクを同列に並べて、集計することは、私は適切ではないと思います。これが1点目です。

次が、事業者説明資料2の景観のところですが、白煙に対する懸念が示されていましたが、白煙対策として考えがあれば教えてください。

3点目は大気のほうですが、専門家の意見として、地形や逆転層を考慮して予測を行うこととなっておりますけれども、これについて、具体的にどのように地形や逆転層を考慮した予測を行うのか、この辺について概略を簡単に教えていただければと思います。ここに書いてあります事業の見解では、甲府の気象条件を参考に一時的な予測を行っているかと思いますが、甲府とこの土地では随分風況が異なるものと想定されます、というのは、背中に山がありますので、この地域においては接地逆転と、それから山谷風循環が非常に卓越してくるものと思われ、平地の状況とは全く異なる気象状況が想定されるわけです。接地逆転もかなり危惧されるわけですが、発生消滅を捉えるためには、上層気象観測は1日8回では足りないと思います。少なくとも朝方に、季節にもよると思いますけれども、3時間毎ではなくてその間に1回測定するといった対処をしないと、逆転層の消滅等を捉えられないと思いますので、その辺は観測回数を増やすなどの考慮をしていただきたいと思います。それも合わせて、この地形や逆転層の考慮について、具体的なお話いただければと思います。以上です。

(事業者 山梨西部広域環境組合 中込氏)

基本的には、自薦、他薦を問わず推薦をした11か所がございます。最終評価に当たって、一番大きかったのはやはり地元住民の理解度というものがございます。最終的に残ったのは3か所につきましては、地元の自治会が誘致をしたというものです。そこは私の知る限りでは3か所ともやはり液状化、そしてハザードマップにも掛かっていたという状況でございます。その規模は少し異なるかもしれませんが。その中で5メートルから10メートルのところの浅利地区となりました。

我々とすれば、やはり環境省が示す洪水対策、そして耐震対策を万全にするとい

うことが、私どもに課せられたものと思っております。その手法といたしましては、盛土もありますし、実際には10メートルの盛土は現実的ではありませんので、やはり主要設備は浸水深以上の場所に設けると、また耐圧扉などでも対応するという事で、万全を期したいと思っておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

(事業者 静環検査センター 太田氏)

御質問いただきました中で、白煙対策についての御質問いただいたかと思えます。白煙対策や、その他の意見でいただいた景観対策も踏まえまして、こちらにつきましては、今後、基本設計の検討の中で、整理し、予測に反映していきたいと考えております。現時点で、まだ整理できておりませんので、今後、準備書の中で整理させていただきたいと考えております。

大気の地形考慮、また逆転層の反映についてですが、地形考慮につきましては、予測において地形の考慮ということで標高差を反映する形で、プルーム・パフにおいて、円軸の高さを補正する予測を考えております。

また、逆転層の高さにつきましては、逆転層のリッドの高さですとか、そういった反映におきまして、現地の調査結果を踏まえて、どのように設定するのか、また周辺は標高差もありますので、どのような条件とすることが適正となるのかも含めまして、結果を踏まえて検討してまいりたい。今後検討して準備書で示させていただきますので、御見解をいただければと考えております。

最後にお話いただきました上層気象の調査、1日8回という件につきまして、発達する朝方に、また崩壊が起こりやすいような時間帯に1回、3時間では間隔が開き過ぎなので、追加したほうがという御見解につきまして、こちらも今後、御見解を踏まえて、検討しまして考えてまいりたいと思っております。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。今後、検討という部分が多いかと思えますけれど、工藤先生、よろしいでしょうか。

(工藤委員)

山谷風循環と逆転層の時間変化をしっかりと捉えられるようなデータを取ってください。

(静環検査センター 太田氏)

はい。逆転層の3時間おきにというところで、1回を追加するという事で、一般に3時、6時、9時と朝方に測っていく中で、適切に把握するためというところで、例えば、よく7時半の間に追加するようなどころがあるかと思えますが、その考えでよろしいでしょうか。

(工藤委員)

山谷風循環によっても拡散が変わってくるわけですね。風向きが変わりますので、それは地上だけ測ればよいというものではありません。できれば1日、全部3時間おきではなくて、1.5時間おきにするとすれば安全かなと思えます。

(静環検査センター 太田氏)

少しその辺りも先生の御見解も踏まえて、調査の手法など検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(坂本会長)

ずっとやるということではなくて、多分、逆転層が起きそうなときに見計らってということが必要なのかと思います。検討していただいて、必要だったら、頻度を増やすことを考えていただきたいと思います。それでよろしいですか。それでは、別宮委員、何かありますか。お願いします。

(別宮委員)

別宮です。質問が一つあるのですが、このごみ処理場を建設された際の高さ、建造物の高さはどれぐらいになりますでしょうか。

(坂本会長)

地面から標高ということですか。

(別宮委員)

どういう意図で発言しているかということ、施設が建つことによって周辺環境にどう影響を与えるかということを知りたくて、特に光環境です。植物の生態系への影響を考えたときに、特に水田生物などに対する影響を考える際に、まず、光環境がどのようになるのかということをお聞きしたいです。

(坂本会長)

よろしいですか。お願いします。

(静環検査センター 太田氏)

現時点では、建物の高さなど、まだ決まっていなくてございまして、今後、先ほども説明しましたとおり、準備書の前に基本的な考え方というのは予測条件としてお示しできるかと考えております。現在のところ、そこまでの想定がなされておられません。

(別宮委員)

すいません。続けて発言よろしいでしょうか。そうしますと、今後、環境影響評価していく際に、建物がどういう形状になるかということに伴って、周辺の環境に与える影響も変わってくるのですが、そこも予測をしていくことになるのですか。

(静環検査センター 太田氏)

そこにつきましては、建物の高さが、その時点で計画されている建物の高さ、また場合によっては最大の高さということになる可能性もございしますが、環境影響が最大の場合となる可能性もございしますが、そのような前提となる建物を踏まえて、日照、また植物、動物等の影響について検討してまいります。

(別宮委員)

ありがとうございます。

(坂本会長)

先ほど、盛土という話も出たので、盛土も合わせた高さが結構出てくるのかなと思ったので、そういう意味では建物を低くしたほうがいいのかなという感じがします。何かありますか。

(静環検査センター 太田氏)

盛土等も含めまして、現在のところでは、建物、形状、盛土等をするかどうかも含めて検討しているところです。

(坂本会長)

よろしく願いいたします。それでは、箕浦委員、何かございますか。

(箕浦委員)

1点、御質問させていただきたいと思います。音環境に関する事で、現在、一般的な方法として騒音レベルの予測に基づいた評価をしていくということですが、地域の環境の有り様というものを踏まえた評価について何か検討されていることがあれば、教えていただきたいと思います。といいますのが、この環境基準を満たしているかということの評価基準とするのであれば、騒音レベルが環境基準までであれば増えてもいいという考え方になります。現状からの変化をどのように評価されようとしているのかお考えがあれば教えていただきたいと思います。

(坂本会長)

お願いします。

(静環検査センター 太田氏)

音環境の評価につきましては、御指摘くださいましたように基本的には音は定量的な定量予測となりますので、環境基準等と比較してというのが基本の考え方となりますが、周辺のバックグラウンド、現況の調査結果を踏まえまして、そういった変化の部分も数字にしていきたいと、御意見のほうを踏まえて、そういったやり方も考えていきたいと考えます。

(箕浦委員)

御検討いただければ幸いです。

(坂本会長)

すべての委員の意見をお伺いしました。

(事務局 安部課長補佐)

事務局ですが、よろしいでしょうか。事務局の安部でございます。石井委員からコメントをお預かりしておりますので、ここで御紹介させていただきます。

私用のため、退席いたします。質問、コメントを以下のとおりお伝えしますので、よろしくお願い申し上げます、ということです。

まず、景観・人触れについて、複数案とはどの程度の違いのある案を作成する予定でしょうかという質問が一つあります。

それから、8点の調査地点は妥当と思うが、可視領域図（施設が見える範囲）を作成して、景観への影響を面的に把握できるようにする。日常景観を丁寧に見る。煙突からの排ガスについても、季節ごとにどのように見えるかをシミュレーションする。

今回の方法書に直接関係しませんが、迷惑施設だからといって楽しげなデザインにすることはしない。笛吹川の左岸は景観的に問題のある施設が多いので、お手本になるような施設を目指してほしい。というようなコメントをいただいています。

（静環検査センター 太田氏）

景観の複数案についてですけれども、事業計画につきましては、現時点では細かく、そこまでの案が詰められていないところがございますが、想定としましては、煙突の高さ、色というところが想定されますが、その他にも複数案が挙がってくるような状況、例えば建物の高さなど、そういったものも踏まえた予測をすることになるかと考えております。

8点の調査地点は妥当と思うが、可視領域を作成して面的に把握できるようにという御指摘につきましては、可視領域も確認の上、準備書等で御報告させていただきたいと思えます。

また、日常景観を丁寧に見るという御指摘いただいたところですが、今、8点を選定する中で、日常的な視点場としての視点も交差点付近などを選定しております。一般には、眺望のある地点というところで抽出しているところですが、そのほかに日常的な視点場としても、2つ抽出しておりますので、そういったところも検討してまいりたいと考えております。

排ガスの季節ごとの見え方をシミュレーションするという御意見につきましては、今後予測に当たって検討してまいりたい、御意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

（坂本会長）

ありがとうございます。複数案についてですが、処理方式は複数になるという想定、例えば、建物の大きさも複数、どこに建設するかも複数になるということになると、かなり複雑になってしまうと思うので、分かりやすいように作成してください。

（静環検査センター 太田氏）

何か比較において、分かりやすいような形でお示しできるように努めます。

（坂本会長）

では、最後、私から細かい質問というかコメントです。一つ、水についてです。水は排出しないということを計画されているという話です

が、その辺、しっかりと数値的に準備書で示してほしいと思っています。それは施設もそうですし、職員の場所もそうですし、全体を含めてやることで、例えば、ごみを含んでいる水を検討するときには、やはり白煙の話も一緒に検討できるのではないかと考えています。

それから、水の調査で降雨時の調査があって、これはいつやるのかなと思ひまして、そこは御検討ありますか。

(静環検査センター 太田氏)

降雨時の調査につきましては、比較的まとまった雨が降るようなところと考えておりますが、その辺りは2回調査する中で、適切なデータが取れるように努めたいと考えております。主に梅雨の時期ですとか。

(坂本会長)

逆に何で降雨時に測るのですか。

(事業者 静環検査センター 太田氏)

濁りの状況を確認したいと考えております。

(坂本会長)

目的に沿って、少ししか降っていないのにやっても仕方ないし、あまりにも沢山降り過ぎているときには、どうかなのかなという話もありますので、その日に調査した理由を記載していただきたいと思います。

(事業者 静環検査センター 太田氏)

はい。

(坂本会長)

それから、この施設ができることによって、廃止される施設もあるので、他のことも含めて、やめる施設が、現在計画している施設に比べてどうかという視点でも書いたほうが、皆さんに分かりやすいかなと思います。

(事業者 静環検査センター 太田氏)

はい。

(坂本会長)

それから放射線については問題ないと思うのですが、御心配している方がいらっしゃると思いますので、搬入物について確認をやっていただければと思います。もう今、放射性物質はほとんどないということなのですが、今、残っているとすると山の中の木とか、庭木とかそういうところぐらいかと思うので、その類いのものがごみの中に入ってくる場合があると思います。一応、入って来るのを調べるのか、ごみに放射性物質が含まれていないというデータを図書に書いていただければ、一般の市民の方は安心、この質問された方は安心されるのではないかと考えています。こ

れは参考意見です。

では、以上で、御質問等出尽くしましたので、最後に全体で御質問等ある方いらっしゃいますか。

では、無いようですので、それでは事業者の皆様には、御質問に御回答いただきありがとうございました。これで、事業内容に関する説明と質疑応答を終了とさせていただきます。

事業者の皆様は、本日、御回答いただけなかったことについては、大体、回答いただけたと思いますが、事務局を通じて回答ください。よろしく願いいたします。

また、今日、欠席された委員を含め、追加の質問等がございましたら、また事務局から依頼があると思いますけれど、予定では25日火曜日までに回答いただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。

(事務局 今井総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

最後に、次第3のその他ですが、何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、ありがとうございました。